

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成28年12月22日(2016.12.22)

【公表番号】特表2015-536251(P2015-536251A)

【公表日】平成27年12月21日(2015.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2015-080

【出願番号】特願2015-543007(P2015-543007)

【国際特許分類】

B 2 5 D 17/08 (2006.01)

E 2 1 B 21/00 (2006.01)

【F I】

B 2 5 D 17/08

E 2 1 B 21/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月28日(2016.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マシンハウジング(2)を有し、かつ、
シリンダ(18)内部に軸アダプタ(15)に対し衝撃作用を及ぼすように配置された往復動可能な衝撃ピストン(17)を備え、

前記軸アダプタが、対称軸線(19)と、軸アダプタ(15)を包囲するフラッシングヘッド(3)におけるフラッシング媒体室(24)と共働するフラッシング媒体通路(22, 23)とを有し、

前記フラッシングヘッド(3)に、フラッシングホース(10)に接続するための接続ユニット(7)が設けられている

削岩機(1)のフラッシングヘッド(3)用の装置において、

・フラッシングヘッド(3)及びマシンハウジング(2)が、共働する緊締手段及び緊締要素(6)を備え、

・前記共働する緊締手段及び緊締要素(6)が、削岩機(1)の稼働中にフラッシング媒体ホース(10)によって接続ユニット(7)に作用させられる張力(F)の力の方向と本質的に一直線に配置され、また、

・前記共働する緊締手段及び緊締要素(6)が、相対的に移動可能であり、それによってフラッシングヘッド(3)が、マシンハウジング(2)に対して前記対称軸線(19)に垂直な方向に移動することを可能にする

ことを特徴とするフラッシングヘッド用装置。

【請求項2】

前記力(F)の方向が、接続ユニット(7)におけるフラッシング媒体ホース(10)の長手方向軸線(A)と一直線である

ことを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記力(F)の方向が、本質的に前記対称軸線(19)と平行である

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

マシンハウジング(2)が、マシンハウジング(2)の正面部(2')の領域にフラッシングヘッドのための空洞(16)を有する

ことを特徴とする請求項1~3の何れか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記緊締要素が、ピン軸線(20)を有するピン手段(26)を備え、かつ、
前記緊締手段が、ピン手段(26)を包囲し、シート軸線(21)を有するシート(12)を備える

ことを特徴とする請求項1~4の何れか一項に記載の装置。

【請求項6】

前記共働する緊締手段及び緊締要素(6)のうち的一方が、フラッシングヘッド(3)に緊締され、かつ、

前記共働する緊締手段及び緊締要素(6)のうちの他方が、マシンハウジング(2)に緊締されている

ことを特徴とする請求項1~5の何れか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記共働する緊締手段と緊締要素(6)との間に、弾性要素が配置されている

ことを特徴とする請求項1~6の何れか一項に記載の装置。

【請求項8】

前記緊締要素及び緊締手段(32、33)が、弾性的に柔軟なリンク(31)を介して相互に接続されている

ことを特徴とする請求項1~4の何れか一項に記載の装置。

【請求項9】

前記力(F)の方向から距離を置いて配置されたフラッシングヘッドの内部を安定化するための構成(37、38、39)によって補強され、

共働する手段が、一方はフラッシングヘッドに、他方は空洞内に配置され、かつ、

前記共働する手段が、フラッシングヘッドが、対称軸線から見て径方向に移動することは許容するが、軸線方向に移動することは阻止するよう配置されている

ことを特徴とする請求項1~3及び請求項4に従属する請求項5~8の何れか一項に記載の装置。

【請求項10】

マシンハウジング(2)と、シリンダ(18)内部で往復運動自在な衝撃ピストン(17)とを有する削岩機(1)において、

請求項1~請求項9の何れか一項に記載の装置を備えている

ことを特徴とする削岩機。